令和2年11月25日(水) 第11回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 令和2年11月25日(水)午後2時

2. 招集場所 教育委員会 大会議室

3. 出席委員 教育長 倉部 俊治 委員 長谷川浩子

委員 足立 俊弘 委員 蒲田 知子

委 員 村松 弘康

4. 欠席委員 な し

5. 出席事務局職員

教育総務部長 丸 智彦 生涯学習部長兼鳥の博物館長 木下登志子 生涯学習部次長兼公民館長兼生涯学習センター長兼生涯学習課長 菊 地 統 総務課長 森 田 康 宏 学校教育課長 鈴木与志実 生涯学習部参事兼文化・スポーツ課長 小林由紀夫 指導課長兼小中一貫推進室長兼少年センター長 戸塚美由紀 図書館長 宇賀神 修 教育研究所長 遠 藤 美 香

6. 欠席事務局職員 な し

午後2時00分開会

○倉部教育長 ただいまから令和2年第11回定例教育委員会を開会いたします。

会議録署名委員指名

○倉部教育長 日程第1、我孫子市教育委員会会議規則第31条の規定により、 会議録署名委員を指名します。足立委員にお願いします。

議案第1号

○倉部教育長 日程第2、議案の審査を行います。

議案第1号、我孫子市湖北地区公民館指定管理者選考委員会委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。

○ 菊地生涯学習課長 それでは議案第1号、我孫子市湖北地区公民館指定管理 者選考委員会委員の委嘱について、ご説明します。

提案理由は、我孫子市湖北地区公民館指定管理者選考委員会委員の任期満了 に伴い、我孫子市湖北地区公民館指定管理者選考委員会要綱第3条及び第4条 の規定に基づき委嘱するため、提案するものです。

次のページ、我孫子市湖北地区公民館指定管理者選考委員会委員の候補者です。委嘱期間は令和2年10月1日から令和5年9月30日、委嘱年月日が令和2年10月1日、委嘱人数が6人、選出区分、それから氏名・所属です。従前の方々に継続をお願いし、全員の了承を得ております。本来の改正手順としては、9月の定例会で皆様にお諮り頂き、10月から委嘱すべきところ、11月の議案で諮らせていただきました。こちらにつきましては、事務の遅延等があり、10月1日からの遡及ということで委嘱をさせていただきたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。なお、我孫子市湖北地区公民館指定管理

者選考委員会の開催の時期は、毎年11月と翌年5月です。それぞれ半年分の 事業報告をさせていただく予定です。今回10月1日からの委嘱を遡及してい ただくことによって、11月に開催する選考委員会に間に合わさせていただき たいと思っています。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。

念のために私から聞きますが、全く委員が変わらず継続ということで特に今 まで支障はないということで考えてよろしいですか。

- ○菊地生涯学習課長 はい。支障はございません。
- ○倉部教育長 ありがとうございます。

質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○倉部教育長 質疑ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。
- ○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第1号、我孫子市湖北地区公民館指定管理者選考委員会委員の委嘱について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

議案第2号

- ○倉部教育長 続きまして、議案第2号、我孫子市民図書館相互貸借要綱の制 定について、事務局の説明をお願いします。
- ○宇賀神図書館長 それでは議案第2号、我孫子市民図書館相互貸借要綱の制 定について、ご説明いたします。

議案資料3ページ、提案理由は、市民図書館が図書館資料の借り受けに要す

る費用を実費として利用者負担とすることなど、我孫子市民図書館と他の図書館がその所蔵する図書館資料の相互貸借を行うことに関し必要な事項を定めるため、提案するものです。

相互貸借とは、利用者の幅広い要望に応えるため、市民図書館の所蔵する図書以外の図書を他の図書館から取り寄せて利用者に貸し出すこと、またその逆で、他の図書館の要望に応じて、市民図書館が他の図書館に貸し出すことです。4ページ、主な内容についてご説明いたします。第1条は趣旨、第2条は相互貸借の対象となる図書館を規定したものです。第3条から第7条までは市民図書館から貸し出す際の規定です。第8条から第15条までは市民図書館が他の図書館から借り受ける際の規定です。

次に、第9条では、図書館資料の借り受けに要する費用負担は、貸出館の 定めに基づき負担するものとしています。国立国会図書館は片道負担、千葉県 内の公共図書館の場合は県立図書館の運行する図書館資料搬送車(協力車)を 利用するため無料となっています。第10条では、借受資料の利用対象者を市 民図書館利用カードの交付を受けている者のうち、在住、在勤、在学者として います。延滞者や弁償手続が済んでいない者はこの限りではないとしています。 第12条では、借受資料の貸出冊数について規定しています。

さらに、第15条では、市民図書館が資料の借り受けに要する費用を負担 した場合は、実費として利用者が当該費用の全部を負担するとしています。これは受益者負担の考えに基づき、コピー代金などと同様に、かかった実費をお 支払い頂くこととするものです。

施行日は、令和3年4月1日です。図書館ホームページ、館内掲示、利用者へのチラシ配布等、十分な周知期間を取った上で実施していきたいと考えています。以上で説明を終わります。よろしくご審議ください。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑が

あれば挙手をお願いします。

- ○長谷川委員 4ページの第2条(2)のところで「法第2条第1項に規定する図書館」とありますが、この規定する図書館はどういうところですか。
- ○宇賀神図書館長 こちらは図書館法の「第2条第1項に規定する図書館」で、 学校に附属する図書館を除きます。地方公共団体、社団法人や財団法人が設置 する図書館など、主に公共の図書館を指しています。
- ○倉部教育長 よろしいでしょうか。
- ○長谷川委員 公共図書館というのは、「他市の」という意味で捉えればよろ しいのでしょうか。
- ○宇賀神図書館長 他市や他県の地方公共団体、社団法人や財団法人が設置する図書館などです。
- ○倉部教育長 よろしいでしょうか。
- ○長谷川委員 分かりました。
- ○蒲田委員 受益者負担の観点から、借受資料の利用に要する費用は利用者が 負担するという話でしたが、今現在も同じ形で運用しているのでしょうか。
- ○宇賀神図書館長 今現在、相互貸借にかかった費用は市が負担しています。
- ○倉部教育長 よろしいですか。
- ○蒲田委員 それを受益者負担の観点から、利用者の方に実費の負担をお願い することに変わったということでよろしいですか。
- ○宇賀神図書館長 そのとおりです。
- ○倉部教育長 よろしいでしょうか。
- ○蒲田委員 はい。ありがとうございます。
- ○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

私から1点だけ、大体、年間どのくらいの貸し出し件数があるか、影響額が 分かれば教えてください。

- ○宇賀神図書館長 県外図書館からの借受実績は、平成30年度51件、令和元年度57件、今年度はコロナの関係で大幅に減少しましたが、来年度の予測は40~50件程度と考えています。
- ○倉部教育長 よろしいでしょうか。ほかにご質問等ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○倉部教育長 ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。
- ○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第2号、我孫子市民図書館相互貸借要綱の制定について、原案に賛成の 委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

諸 報 告

○倉部教育長 日程第3、諸報告を議題とします。

事前に配付された事務報告、事務進行予定資料等に補足する説明や追加する 事項があればお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○倉部教育長 特に追加するものがないようですので、これより事務報告に対する質疑に入ります。質疑があれば挙手をお願いします。
- ○蒲田委員 5ページ、「3 ヤング手賀沼保護者会」について、保護者会で 今後の進路のことや子どもの自立に向けたお話をお聞きしたということですが、 保護者の皆さんは、ヤング手賀沼が別の場所に移ったことに対して、何かご意 見はありましたでしょうか。
- ○遠藤教育研究所長 この保護者会が終わった後に、アンケートを実施させて

いただきました。その中では、肯定的な意見で、ヤング手賀沼と同じ場所に教育研究所があることが良いという意見もありましたが、発達特性が強い子に関しては、場所、スペースが狭いのではないか、クールダウンできる場所を作ってほしいというご要望がありました。ヤング手賀沼の隣にある地域交流教室を使用していないときにお借りしたり、教育研究所とうまく調整をして、相談室をクールダウンの場所として使わせてもらったり、休みたいという場合に少し休ませてあげながらやっている状態なので、保護者の皆さまのご意見に関しては、少しずつクリアしてきているという状況です。

ただ、「本当にここでは嫌だ」とか、「昔みたいに学校という場でやるのは どうか」というご意見は特に出ていなかったと思います。以上です。

- ○蒲田委員 ありがとうございます。安心しました。やはり私もクールダウン する場所が必要だと思っていましたので、いろいろと配慮しながら対応してい ただいてありがたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。
- ○倉部教育長 ほかに事務報告についていかがでしょうか。
- ○村松委員 6ページの「4 第2回教育支援委員会」、「教育支援対象児童 36名」と記載されていますが、どのような児童が対象になっていますか。
- ○遠藤教育研究所長 対象児童は、基本的には発達センターに通っていて、療育を受けているお子さんがほとんどだと思います。時々、療育に行っていないお子さんで急に相談に乗ってほしいと教育研究所に連絡が入る場合もありますが、発達センターに通われているお子さんたちに対して審議をすることが多くなっています。以上です。
- ○倉部教育長 村松委員、いかがでしょうか。
- ○村松委員 ヤング手賀沼に通っている生徒さんというわけではないのですね。
- ○遠藤教育研究所長 教育支援委員会に関しては、年長さんの児童が小学校に 入るときと小学校6年生が中学校に入るときに、主に審議をさせていただいて、

通常学級がいいのか、特別支援学級がいいのか、その子にとって適切な学習環境の場所はどこが良いかを審議をさせてもらうことが教育支援委員会となっています。以上です。

- ○倉部教育長 よろしいでしょうか。ほかに事務報告について。
- ○長谷川委員 指導課の3ページ「2 第2回いじめ防止対策委員会」についてです。本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、年度初めに学校の休校もあり、例年とは違う様子だと思いますが、アンケートの結果、注視すべき点や今後の課題、この場でお話できるようなことがあれば教えていただけますか。

○戸塚指導課長 今回のいじめ防止対策委員会は、第1回いじめアンケートを 基にお話をしました。例年、6月にアンケートを実施していますが、今年は休 校が続いたこともあり、6月末から7月初旬にかけて実施しました。長期間の 休校や分散登校を受けて、各学校では、学校独自のアンケートや教育相談を実 施するなど、丁寧に対応していたので、今回は「いじめを受けている」と書い た子どもの数は、今までより少ない傾向にありました。

ただ、学校が始まってからそれほど時間が経っていないので、今後も気をつけて見ていく必要があります。学校と教育委員会で共通認識を持ち、取り組みを進めているところです。

また、いじめ防止対策の専門職がいますので、いじめアンケートの結果を参 考に学校に行き、昨年度から継続して気になる子どもの様子を確認しています。 他にもQ-U検査結果等いろいろな情報を基に、学校と情報共有の強化を図っ ている状況です。緊張感を持って、今後も取り組んでいきたいと思います。第 2回いじめアンケートは、11月中に行う予定です。

- ○長谷川委員 ありがとうございます。今後もよろしくお願いいたします。
- ○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。事務報告はよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないものと認めます。事務報告に対する質疑を打ち切ります。次に、事務進行予定について質疑あれば挙手をお願いします。

郷土芸能祭について、文化・スポーツ課長、ご説明をお願いします。

○小林文化・スポーツ課長 今年の郷土芸能祭は、「あびこふるさと会」、「古戸はやし連中」、ゲストとして「邦楽集団 かさね」が参加する予定です。例年ですと、ここに「ひょっとこ睦」が加わり、我孫子第四小学校、湖北小学校、布佐小学校、布佐中学校のそれぞれの郷土芸能クラブや芸能講座が加わって発表を行っていました。また、いつもは、湖北地区公民館コホミンに観客を入れて開催していましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、アビシルべの協力を得て、You Tubeで配信することになりました。12月5日にコホミンで録画したものを12月28日にYou Tube配信するような形で開催したいと思っています。

今年度は、新型コロナウイルスの影響を受けて、市内の祭礼も中止となったため、「あびこふるさと会」や「古戸はやし連中」の方々の活動の機会もなくなっている現状です。ぜひ、12月28日の「郷土芸能祭」のYou Tubeを見ていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○倉部教育長 ありがとうございます。郷土芸能祭も含めて事務進行予定について、質疑があれば挙手をお願いします。
- ○村松委員 今、お話がありました郷土芸能祭のYou Tube配信は、1 2月28日の当日のみですか、それともそれ以降ずっとYou Tubeで見ることができるのですか。
- ○小林文化・スポーツ課長 12月28日からの配信になります。
- ○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

菊地生涯学習課長に、市制施行50周年記念事業「山下清展」の記念講演会、

山下清画伯の甥、山下浩さんの「家族が語る山下清」の内容について簡単にご 説明頂きたいと思います。

内覧会には、教育委員さん全員がほぼ同じ時間に集合し、楽しく見させていただきました。山下浩さんの講演会にいくことができなかったこともありますので、どういう内容だったか、ご説明頂けますでしょうか。

○菊地生涯学習課長 内覧会にご来場頂きましてありがとうございました。

山下浩さんの講演会は、11月21日と12月19日の2回講演です。それぞれ50人程度の参加申込み、事前予約制ということで、いずれも既に予約は埋まっており、キャンセル待ちになっている非常に人気の高い講演会です。

内容は、子どもの頃に叔父である山下清さんと遊んだ思い出など、家族から 見た山下清像を伝えてくださいました。また、山下画伯の作品について、各地 でいろいろな贋作が出ることもあり、作品の管理についてもお話しいただきま した。以上です。

○倉部教育長 当日聞いていたものの一人として非常に興味深かったのは、皆さんのイメージにある山下清さん、ランニング姿と短パンで放浪する、その時々で写生をして作品を作り上げるというのは、全くの虚構であるということを教えていただきました。夏場であれば浴衣、画家として活動するときはスーツ姿であったと聞きました。それから放浪しているときは、一切画材を持たず、全て頭の中に記憶して、帰ってきてから制作に取り組むスタイルだったというような具体的な話を聞くことができました。世間一般の見方は作られているものだということが分かり、とても印象的でした。

ほかに事務進行予定についてご質問等ありますでしょうか。——よろしいで しょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないものと認めます。事務進行予定に対する質疑を打ち切りま

す。

次に、教育事業全般について質疑及び意見があれば挙手をお願いします。 ---特によろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないものと認めます。以上で諸報告に対する質疑を打ち切ります。

ただいま事務局より追加議案が提出されました。追加議案については日程に 追加し、直ちに議題としたいと思います。——よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 御異議ないものと認めます。よって日程に追加します。

追加議案について説明を求めたいと思いますが、ただいま提出された4議案 については関連議案ですので、一括審査とさせていただきたいと思います。な お、採決につきましては議案ごとに行います。

追加議案第3号ないし追加議案第6号

○倉部教育長 追加議案第3号、財産取得について、内容についてはタブレット型端末7,217台分の購入について、追加議案第4号、財産の取得について、タブレット型端末充電・保管用キャビネット284台の購入について、追加議案第5号、工事請負契約の締結について、GIGAスクール構想校内LAN整備工事の請負について、追加議案第6号、財産の取得について、市内小中学校高速大容量の情報通信ネットワークの整備に必要な備品購入、以上の4議案です。それでは事務局から説明をお願いします。

○戸塚指導課長 よろしくお願いします。追加議案第3号です。財産の取得についてです。提案理由です。全ての児童生徒が個別にコンピュータ端末を利用できる環境整備する事業の一環として、新たに市内小中学校及び教育委員会に

配置するタブレット型端末の購入に向け、議会に上程されるよう、市長に依頼 するものです。

取得する財産はタブレット型端末7,217台です。取得価格が2億7,7 85万4,500円。取引先が株式会社日本ビジネス開発となります。

続きまして、追加議案第4号です。同じく財産の取得についてです。提案理由です。全ての児童生徒が個別にコンピュータ端末を利用できる環境を整備する事業の一環として、新たに市内小中学校にタブレット型端末を配置することに伴い、当該タブレット型端末を充電し、及び保管するための電源キャビネットの購入に向け、議会に上程されるよう、市長に依頼するものです。

取得する財産はタブレット型端末充電・保管用電源キャビネット284台です。取得価格が2,030万6,000円。取引先が株式会社勉強堂となっております。

続きまして、追加議案第5号です。工事請負契約の締結についてです。提案理由は、GIGAスクール構想校内LAN整備工事の請負契約の締結に向け、議会に上程されるよう、市長に依頼するものです。

契約の目的はGIGAスクール構想校内LAN整備工事です。契約の方法は随意契約となっております。契約金額が2億790万円となります。契約の相手方は東日本電信電話株式会社となっております。

続きまして、追加議案第6号です。財産の取得についてです。提案理由は、 全ての児童生徒が個別にコンピュータ端末を利用できる環境整備する事業の一環として、市内小中学校に高速大容量の情報通信ネットワークを整備するため に必要な備品の購入に向け、議会に上程されるよう、市長に依頼するものです。

取得する財産としまして2つございます。1つ目はセキュリティツール(FortiGate 101E)。もう1つは「クラウド版フィルタリングソフト Umbrella」となります。取得価格が3,109万5,350円で

す。取引先は東日本電信電話株式会社となっております。以上4つの議案となります。よろしくお願いいたします。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

いずれの議案もGIGAスクール構想に基づく財産の取得及び工事等になります。追加議案の第5号と第6号については相手方が同じで、工事とともに設置するものですから同様の相手方ということになっています。

○蒲田委員 今、教育長のご説明で、財産を取得して、それを整備するためのものになるので、追加議案第5号が随意契約になったということになるのでしょうか。端的に言いますと、追加議案第5号のみ随意契約となっている理由を教えてください。

○戸塚指導課長 校内LANの整備について、現在、東日本電信電話株式会社 と教育ICTのデータセンター化のために契約をしています。この構築をする に当たり、設置するための工事があるため、随意契約になっております。

○倉部教育長 代わって説明いたしますと、もう既に校内LAN等の整備等が 東日本電信電話株式会社と締結しております。新たにこのGIGAスクールに 関する大容量の整備をするに当たって、別会社と契約するのではなく、既に契 約を締結している東日本電信電話株式会社(NTT)と随意契約によって相手 方を決定したいという内容です。これについては契約審査会にかけて、「それ で構わない」という認定を受けましたので相手方としています。

追加議案第6号については、この工事に関わるいわゆる備品購入ですので、 相手方は結果として特定されるということになります。よろしいでしょうか。 ○蒲田委員 はい。分かりました。ありがとうございました。

○倉部教育長 ほかに議案についてご質問等ありますでしょうか。——よろ しいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○倉部教育長 ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。
- ○倉部教育長 採決については個別に行います。

追加議案第3号、財産の取得について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- ○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって追加議案第3号は可決されました。
- ○倉部教育長 次に追加議案第4号、財産の取得について、原案に賛成の委員 は挙手を願います。

(賛成者挙手)

- ○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって追加議案第4号は可決されました。
- ○倉部教育長 次に追加議案第5号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

- ○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって追加議案第5号は可決されました。
- ○倉部教育長 次に追加議案第6号、財産の取得について、原案に賛成の委員 は挙手をお願いします。

(替成者举手)

- ○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって追加議案第6号は可決されました。
- ○倉部教育長 以上で令和2年第11回定例教育委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後2時32分閉会